

米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針（案）のポイント

本基本方針では、食料・農業・農村基本計画で定める米穀の新用途（米粉用米10万トン、飼料用米110万トン）の生産努力目標の達成に向けて、利用の促進を図るための基本的な方向を提示。

また、最初の基本方針の策定（平成21年8月）から5年が経過し、これまでに明らかになってきた課題、その対応に向けた取組の方向を記載。

【主な内容】

- 1 利用の促進に向けた新たな技術等の明確化
 - 米粉用米について、小麦粉よりも高い製粉コストの低減、用途の多様化が期待できる、ピューレー状・ゼリー状などの新たな加工技術の利用を位置付け。
（基本方針の策定にあわせて、新用途米穀加工品を定義する同法施行規則を一部改正）
 - 飼料用米について、飼料利用の拡大に向けた畜種に応じた効果的な給与技術の普及を記載。
- 2 流通・加工コストの低減
 - 米粉用米について、製粉コストの低減のための加工技術の改良、開発、普及の必要性を記載。
 - 飼料用米について、流通コストの低減のためのバラ流通への転換、畜産農家などにおける加工施設・機械の導入促進を記載。
- 3 実需者とのマッチング、消費者へのアピール
 - 米粉用米について、特定の品種の原料米を求める実需者への対応とともに、実需者による魅力的な米粉製品を利用した消費者へのアピールの重要性を記載。
 - 飼料用米について、需要量の増加に対応するため、複数産地の連携による安定供給の重要性を記載。